

平成15年度「水道事業会計の財務事務及び経営に係る事業管理について」
「結果」の措置状況（企業局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
33	第3. 監査の結果および意見 1. 適正な会計処理 (2) 退職給与金の繰延処理 奈良市水道局の退職金に係る項目の推移は以下のとおりである。 (表省略) 奈良市水道局では退職給与金を繰延勘定として計上しているが、計上の条件を拡大解釈している。現在すでに計上されている退職給与金 880,637 千円の資産性には疑義があるため、早期に費用処理することが必要である。 退職給与金とは、職員に対する退職金が将来の事業年度に影響する場合に、退職金の支払額の全額を当年度の費用とせず、一旦、資産として計上しておき、翌年度以降に徐々に費用処理していくために設定される繰延勘定である（地方公営企業法施行令第26条第2項）。具体的には、平成 14 年度の退職金支払額 409,952 千円は繰延勘定の退職給与金に計上し、平成15年度から平成 19 年度に均等償却する。また、繰延勘定とは、何らかの特別の事情があった場合に一挙に多額の費用が計上されるのを避け、翌年度以降 5 年間で均等償却することにより、費用の期間的な平準化を計ることを目的としたものと解される。よって、現状の会計処理は一種の費用の先送りを意味している。 具体的に退職給与金が計上できる場合とは、地方公営企業法施行令第26条第2項を受けて、地方公営企業法および同法施行に関する命令の実施についての依命通達 第三 九(一)3 で規定しており、「職制もしくは定数の改廃又は予算の減少その他経営上やむを得ない事由による退職職員が多く、これに伴い退職金の支給額が多額であって当年度において負担することができないと認められる場合」である。 そこで、奈良市水道局の現状を検討した結果、平成10年度から平成14年度の退職者数の推移に著増減はなく、これにともない退職金の支給額が多額に発生したこともない。また、世代間負担の観点からしても、すでに退職している職員の退職金を、繰延期間中の受益者が水道料金として負担することも望ましくない。よって、退職給与金を計上するのは上記規定の拡大解釈であると判断した。そして、現在すでに計上されている退職給与金 880,637 千円の資産性には疑義があるため、早期に費用処理することが必要である。 これにより、平成 14 年度純利益は 880,637 千円減少する。	企業出納課	措置済	平成26年度に地方公営企業会計制度の見直しが行われ、退職給付引当金の計上が義務化されました。奈良市企業局におきましては、平成25年度及び平成26年度の2年間で、退職給付の要支給額全額を引当てし、費用処理することは完了しております。	令和5年5月31日現在

平成15年度「水道事業会計の財務事務及び経営に係る事業管理について」
「結果」の措置状況（企業局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	措置状況の詳細	基準日
34	第3. 監査の結果および意見 1. 適正な会計処理 (3) 退職給与引当金の計上の必要性 上記の退職給与金とあいまって、退職給与引当金を計上する必要がある。 退職給与引当金とは、将来、職員に対する退職金が発生する可能性が高い場合にその支払いに当てるため、各年度の負担に属する金額を合理的に見積もり、繰り入れておくものである。つまり、退職金は勤続年数に応じて支給されることから、実際に退職していないでも退職金は時の経過とともに発生するため、各年度の費用または損失とするものであり、世代間における受益と負担の関係からも必要かつ重要な会計処理である。 地方公営企業法第 20 条第 1 項の発生主義の規定を受けて、地方公営企業法施行令第 11 条では、費用の年度所属は「費用の発生の原因である事実の生じた日の属する年度」と規定している。また、退職金は労働協約などに基づいて従業員が提供した労働の対価として支払われる賃金の後払的性格のものである。これらから、奈良市水道局は、退職金の発生の原因である職員の勤務した年度に退職給与引当金を計上しておき、退職金の支払いに備えることが必要である。平成 14 年度末の職員の自己都合による退職金要支給額（年度末時点で勤続 10 年以上かつ満 50 歳以上の者については勸奨退職制度の適用による割増を加味した額）は 3,174,959 千円であり、将来の退職金の支払いに備えるため、退職給与引当金として負債の部に計上する必要がある。 なお、現在の繰延勘定処理から退職給与引当金処理に変更するには、一時的に多額の費用が発生することから、現実的には以下の経過措置が考えられる。つまり、現在、退職給与金として計上されている 880,637 千円を一定期間において取り崩しを行い費用化を行う。それと同時に、今後発生する退職金を一時の費用として処理する。そして、その処理が落ち着いた段階で、退職給与引当金の積み立て不足額 3,174,959 千円を一定期間において退職給与引当金として計上していく方法である。また、これに関して地方公営企業法、その他関係法令などに明確な会計基準がないことから、奈良市水道局で経過措置の処理を含めて、基準を定め、会計規程のなかに明確に記載する必要がある。 これにより、平成 14 年度純利益は 3,174,959 千円減少する。	企業出納課	措置済	平成26年度に地方公営企業会計制度の見直しが行われ、退職給付引当金の計上が義務化されました。奈良市企業局におきましては、平成25年度及び平成26年度の2年間で、退職給付の要支給額全額を引当てし、費用処理することは完了しております。引当金の計上にあたっては、負債の部に必要額全額を計上しております。引当金の計上を始めるにあたり、経過措置の処理に係る定めを会計規程に設けることはかないませんでした。現在、奈良市企業局会計規程第98条に退職給付金の計上方法を詳細に定めております。	令和5年5月31日現在
35	第3. 監査の結果および意見 1. 適正な会計処理 (4) 退職給与引当金計上時における同引当金繰入額の資本的支出への配賦 人件費は営業部門と建設部門の職員に係る人件費に分離し、それぞれ実績額を収益的支出と資本的支出へ配賦している。上記(3)に従い、退職給与引当金制度へ移行した場合には、退職給与引当金繰入額も人件費と同様の処理が求められる。すなわち、退職給与引当金繰入額についても、営業部門と建設部門の職員に係る人件費に分類し、かつ、資本的支出へ配賦された退職給与引当金繰入額は、有形固定資産の取得価額に含めることとなる。 これにより、平成 14 年度の資本的支出に係る退職給与引当金繰入額は 27,245 千円と算定され、(3)で算定した 3,174,959 千円の費用増加額が、同額減少することになる。	企業出納課	措置しない (対応不可能)	退職給付引当金は、平成26年度の公営企業会計基準見直しに伴い、建設部門を含めた平成25年度末職員全員の要引当額を特別損失にて一括で引き当てました。平成26年度以降生じた要引当額は、職員の営業部門と建設部門間異動が頻繁であり、それぞれに生じた費用を区分することが不可能であることから全額営業費用で執行しています。 退職給付引当金繰入を営業費用のみで執行することによる損益への影響は軽微であり、かつ企業局で運用する給与管理システムは、将来的にも市長部局に依存し共用する見込みであることから、地方公営企業法施行令第二十一条但し書の規定により、引き続き現行の会計処理を継続します。	令和7年5月31日現在